

参 考 資 料

農林水産ゾーンバンク

農林水産省

2-9 技術者連絡会議のあり方と今後の課題

専門家発言・提言

- 1) バンコックで開催する理由は何か。
- 2) 関連プロジェクトの地域をもっと分けてはどうか。
- 3) 会議の連続は疲労するので間に農業視察等を入れてはどうか。
- 4) 非常に勉強になった。
- 5) 各専門家の意見を聞いてたいへん参考になった。自分のプロジェクトの目標設定に役立つ。
- 6) 研究プロジェクトと開発プロジェクトの組合せがよかったが、分科会等をもうけより掘り下げた討論をする機会が欲しい。
- 7) 他の部、課のプロジェクトも積極的に包含してはどうか。
- 8) もっと開催数を増やしてほしい。

本部コメント

バンコックはアジア・アフリカ航路の中継点にあり、地理的条件が非常によいため開催地として適している。関連プロジェクトは大きく分けてアジア・アフリカ・大洋州地域と中南米地域に分けている。今回は研究プロジェクトと開発プロジェクトの相互交流をも目的として開催したが、プロジェクトの選定には今後も検討が必要であると思われる。

分科会による討論の必要性があるという提言がなされたが、今回は、共通テーマを決めて行った最初の試みであるため、今後、今回の会議の反省をふまえ、会議の内容、進行等前向きに検討してゆきたい。しかしながら、今回は出席者全員が熱心に取り組み、出席してよかったという声も多く聞かれ、初めての試みとしてはまずまずであり、今後の技術者連絡会議の一つの方向を示すものとなるのではないかと考えている。

2-10 総 括

今回は共通テーマを決め、分野の異なる研究協力プロジェクトと地域開発プロジェクトの合同で行った初めてのケースであった。開催前にどのような展開になるのか議論していたが、終わってみると、分野は異なるが、技術普及手法等の問題では共通項が多く発見でき、お互い有意義であったと実感している。

今回の会議を通して、提示された問題点及びその対応策は以下のようになり。

- 1) プロジェクトの実施においてフォーメーションの段階が非常に重要であり、事前調査の強化が望まれる。
- 2) さらに、とかく情報が不足がちな現地専門家に対し、国内支援体制を強化してゆき、諸々の情報を提供してゆくことが必要である。

日本国内では各省庁間及び各省庁と実施機関であるJICAとの間にも未だ国際協力を国レベルでやってゆこうとする体制が十分に確立されていないのが現状であるが、個人レベルでの情報の停滞を組織的に蓄積してゆき、明確な協力目標を掲げ、トータルな支援が必要であるという確認は、今回の会議の大きな成果のひとつであると思われる。

参 考 资 料

資 料 編

- I 昭和 61 年度国際協力事業団概算要求
- II 専門家在勤基本手当の年度内改訂
- III 農林水産三部事務分担表
- IV 昭和 60 年度研修員受入れ
- V 事業団業務の推移と今後の方向・問題点と事業団の対処方針
- VI プロジェクト方式技術協力一覧
無償資金協力一覧

I 昭和61年度国際協力事業団概算要求

60.8.31 (単位:千円)

区 分	昭和59年度			昭和60年度			昭和61年度		
	予算額	伸び率	要求額	伸び率	予算額	伸び率	要求額	伸び率	対前年度増減額
I 国際協力事業団交付金	77,734,413	108.2	86,677,633	111.5	84,271,424	108.4	92,174,959	109.4	7,903,535
1. (款) 海外技術協力事業費	63,419,683	108.6	71,473,315	112.7	69,538,761	109.6	76,538,633	110.1	6,999,872
(項) 研修員受入費	10,461,592	107.9	11,969,980	114.4	11,667,383	111.1	12,727,096	109.1	1,059,713
(項) 青年招へい費	1,065,127	-	1,157,269	108.7	1,137,746	106.8	1,215,763	106.9	78,017
(項) 専門家派遣費	8,898,649	100.0	9,604,955	107.9	9,238,867	103.8	9,892,397	107.1	653,530
(項) 機材供与費	1,480,941	103.4	1,553,000	104.9	1,518,269	102.5	1,719,000	113.2	200,731
(項) 技術協力センター費	5,235,694	108.8	6,295,872	120.2	5,940,636	113.5	6,716,000	113.1	775,364
(項) 保健医療協力費	3,927,045	104.2	4,001,000	101.9	4,134,332	105.3	4,227,000	102.2	92,668
(項) 人口家族計画協力費	814,360	105.1	856,000	105.1	829,013	101.8	882,000	106.4	52,987
(項) 農林業協力費	704,975.5	104.7	7,509,499	106.5	7,399,027	105.0	7,916,000	107.0	516,973
(項) 産業開発協力費	1,515,700	106.4	1,652,499	109.0	1,603,792	105.8	1,774,564	110.6	170,772
(項) 研究協力費	564,407	27.22	695,599	123.2	683,992	121.2	1,001,258	146.4	317,266
(項) 青年海外協力隊派遣費	62,482.13	115.0	7,860,000	125.8	7,764,687	124.8	9,051,673	116.6	1,286,986
(項) 専門家等福利厚生費	416,478	110.6	479,186	115.1	459,798	110.4	496,616	108.0	36,818
(項) 専門家養成確保費	839,787	107.7	1,000,005	119.1	957,983	114.1	1,057,510	110.4	99,527
(項) 開発調査費	12,463,956	105.8	13,938,245	111.8	13,450,084	107.9	14,653,934	109.0	1,203,850
(項) 開発協力費	820,867	104.3	878,138	107.0	844,047	102.8	917,000	108.6	72,953
(項) 無償資金協力費	1,617,112	109.1	2,022,068	125.0	1,909,105	118.1	2,290,822	120.0	381,717
2. (款) 海外移住事業費	2,000,813	100.0	2,157,800	107.8	2,065,599	103.2	2,247,071	108.8	181,472
(款) 管理費	12,313,917	107.4	13,046,518	105.9	12,667,064	102.9	13,389,255	105.7	722,191
II 国際協力事業団出資金	4,651,000	90.9	4,784,000	102.9	4,324,000	93.0	5,049,000	116.8	725,000
1. 開発融資出資金	800,000	200.0	1,000,000	125.0	900,000	112.5	1,000,000	111.1	100,000
2. 移住事業出資金	1,230,000	84.8	1,270,000	103.3	1,250,000	101.6	1,280,000	102.4	30,000
3. 施設取得等出資金	2,621,000	80.2	2,514,000	95.9	2,174,000	82.9	2,769,000	127.4	595,000
合 計	82,385,413	107.0	91,461,633	111.0	88,595,424	107.5	97,223,959	109.7	8,628,535

(注) 1. 61年度(項) 専門家派遣費のうち「研究協力専門家派遣に必要経費」及び(項) 技術協力センター「アモーション科学技術協力に必要経費」を組替え統合し、(項) 研究協力費を新設要求する。

2. 61年度(項) アモーション青年招へい費を(項) 青年招へい費に名称変更する。

Ⅱ 専門家在勤基本手当の年度内改訂について

昭和60年11月22日

企 画 部

改 訂 内 容

(1) 外務公務員在勤基本手当の年度内改訂額を基準とし、専門家の在勤基本手当の月額を昭和61年1月1日より改訂する。

(2)(2) 加重平均で4.46%減(試算値)となる(現在、昭和61年1月～3月の専門家派遣計画を集計中である)。

(3) 国別減額率は別紙のとおりであるが、減額率の大きい国は次のとおりである。

10%以上	チリ(15.00%)、アルゼンチン(12.95%)、ガーナ(10.09%)
8%台	ミクロネシア、エジプト、ホンデュラス、パナマ、パラグアイ、タイ
7%台	コロンビア、ソマリア、エチオピア、アラブ首長国連邦、イラク、バハレーン、南イエメン
6%台	ボリヴィア、ペルー
5%台	韓国、インドネシア、マレーシア、ケニア、ヴェネズエラ

(4) 為替レートの変動状況

昭和60年5月	251.78円	(昭和60年度改訂時)
△ 5.8%	8月	237.10円
△ 14.2%	9月	216.00円
△ 15.9%	10月	211.67円
△ 12.0%	8～10月平均	221.59円
△ 16.6%		210円
△ 20.6%		200円

(注) 対ドルレートは直物相場の各月末の数値。

任 国	3		M/M				国 別 専 門 家 人 数		
	60-1 年度	60-2 年度	増 額	改定率	60年 12月	61年 1月	2 月	3 月	
アジヤ	483,700	481,300	- 2,400	- 0.5					
バンダラデシヤ	471,200	468,700	- 2,500	- 0.53					
ビルマ	430,900	430,900	0	0					
カンボディア	470,300	470,300	0	0					
中華人民共和国	425,500	423,100	- 2,400	- 0.56					
インド	405,400	403,000	- 2,400	- 0.59					
インドネシア	425,000	402,400	-22,600	- 5.32					
韓 国	403,800	381,200	-22,600	- 5.6					
ラオス	562,100	521,400	-40,700	- 7.24					
マレーシア	445,200	422,400	-22,800	- 5.12					
ブルネイ	445,200	445,200	0	0					
モルデイツ	430,900	428,600	- 2,300	- 0.53					
モンゴル	530,900	530,900	0	0					
ネパール	471,200	468,700	- 2,500	- 0.53					
パキスタン	405,400	403,000	- 2,400	- 0.59					
フィリピン	386,500	382,400	- 4,100	- 1.06					
シンガポール	444,200	444,200	0	0					
スリ・ランカ	405,400	403,000	- 2,400	- 0.59					
タイ	417,200	382,400	-34,800	- 8.34					
グイエトナム	530,900	528,100	- 2,800	- 0.53					
中近東	592,400	592,400	0	0					
アフガニスタン	465,900	465,900	0	0					
アルジェリア	584,100	541,500	-42,600	- 7.29					
バハレーン	549,100	502,700	-46,400	- 8.45					
エジプト	587,000	587,000	0	0					
イラン	584,100	541,500	-42,600	- 7.29					
イラク									

任 国	専門家の号		3		号		M/M				国 別 専 門 家 人 数		
	60-1 年度	60-2 年度	増 額	改 定 率	60年 12月	61年 1月	2 月	3 月	61年 12月	61年 1月	2 月	3 月	
イスラエル	395,200	395,200	0	0									
ジョルダン	465,900	465,900	0	0									
クウェイト	564,500	564,500	0	0									
レバノン	526,400	523,400	- 3,000	0.57									
リビア	562,100	521,400	- 40,700	7.24									
モロッコ	404,800	402,400	- 2,400	0.59									
オマーン	612,700	568,300	- 44,400	7.25									
カタール	584,100	541,500	- 42,600	7.29									
サウディ・アラビア	571,200	571,200	0	0									
スーダン	571,200	568,300	- 2,900	0.51									
シリア	503,800	488,300	- 20,500	4.07									
チュニジア	404,800	402,400	- 2,400	0.59									
トルコ	385,200	382,900	- 2,300	0.6									
イエメン	571,200	568,300	- 2,900	0.51									
南イエメン	612,700	568,300	- 44,400	7.25									
アラブ首長国連邦	584,100	541,500	- 42,600	7.29									
アフリアンゴラ	685,600	681,900	- 3,700	0.54									
ベナン	685,600	681,900	- 3,700	0.54									
ボツワナ	465,900	463,200	- 2,700	0.58									
ブルキナ・ファソ	685,600	681,900	- 3,700	0.54									
ブルンディ	685,600	681,900	- 3,700	0.54									
カメルーン	685,600	681,900	- 3,700	0.54									
カーボ・ヴェルデ	685,600	681,900	- 3,700	0.54									
中央アフリカ	571,200	571,200	0	0									
チャード	685,600	681,900	- 3,700	0.54									
コモロ	465,900	463,200	- 2,700	0.58									
モンゴ	685,600	681,900	- 3,700	0.54									

任 国	専 門 家 の 号		M/M				人 数		
	60-1 年度	60-2 年度	増 額	改 定 率	60年12月	61年1月	2 月	3 月	
シブチ	606,000	561,600	- 44,400	- 7.33					
赤道ギニア	685,600	681,900	- 3,700	- 0.54					
エチオピア	606,000	561,600	- 44,400	- 7.33					
ガボン	571,200	571,200	0	0					
ガンビア	685,600	681,900	- 3,700	- 0.54					
ガーナ	568,800	511,400	- 57,400	- 10.09					
ギニア	591,400	591,400	0	0					
ギニア・ビサウ	685,600	681,900	- 3,700	- 0.54					
象牙海岸共和国	531,800	531,800	0	0					
ケニア	425,000	402,400	- 22,600	- 5.32					
セント	465,900	463,200	- 2,700	- 0.58					
リベリア	612,700	588,300	- 24,400	- 3.98					
マダガスカル	491,500	488,700	- 2,800	- 0.57					
マラウイ	485,400	468,700	- 16,700	- 3.44					
マリ	685,600	681,900	- 3,700	- 0.54					
モリタニア	685,600	681,900	- 3,700	- 0.54					
モリシャス	465,900	463,200	- 2,700	- 0.58					
モザンビーク	485,400	468,700	- 16,700	- 3.44					
ニジェール	685,600	681,900	- 3,700	- 0.54					
ナイジェリア	685,600	681,900	- 3,700	- 0.54					
ルワンダ	685,600	681,900	- 3,700	- 0.54					
サントメ・プリンシペ	465,900	465,900	0	0					
セネガル	465,900	463,200	- 2,700	- 0.58					
セイシェル	685,600	681,900	- 3,700	- 0.54					
シエラ・レオネ	685,600	561,600	- 44,400	- 7.33					
ソマリア	465,900	463,200	- 2,700	- 0.58					

任 国	専門家の号		M/M					国 別 専 門 家 人 数		
	60-2 年度	3 60-2 年度	増 額	改定率	60年 12月	61年 1月	2 月	3 月		
タンザニア	524,200	521,400	- 2,800	- 0.53						
トーゴ	685,600	681,900	- 3,700	- 0.54						
ウガンダ	471,200	471,200	0	0						
ザイール	571,200	548,200	- 23,000	- 4.03						
ザンビア	485,400	468,700	- 16,700	- 3.44						
ジンバブエ	425,000	402,400	- 22,600	- 5.22						
中南米 アルゼンティン	484,000	421,300	- 62,700	- 12.95						
バハマ	385,200	382,900	- 2,300	- 0.6						
バルバドス	385,200	382,900	- 2,300	- 0.6						
ボリビア	474,100	441,200	- 32,900	- 6.94						
ブラジル	364,500	362,200	- 2,300	- 0.63						
チリ	417,900	355,200	- 62,700	- 15						
コロンビア	415,800	382,900	- 32,900	- 7.91						
コスタ・リカ	400,600	400,600	0	0						
キューバ	524,200	521,400	- 2,800	- 0.53						
ドミニカ	385,200	382,900	- 2,300	- 0.6						
ドミニカ共和国	364,500	362,200	- 2,300	- 0.63						
エグアドル	385,200	382,900	- 2,300	- 0.6						
エル・サルヴァドル	484,000	411,400	- 72,600	- 15						
グレナダ	385,200	382,900	- 2,300	- 0.6						
グアテマラ	404,800	402,400	- 2,400	- 0.59						
ガイアナ	385,200	382,900	- 2,300	- 0.6						
ハイチ	415,800	382,900	- 32,900	- 7.91						
ホンジュラス	461,100	422,400	- 38,700	- 8.39						
ジャマイカ	385,200	382,900	- 2,300	- 0.6						
メキシコ	364,500	362,200	- 2,300	- 0.63						
ニカラグア	483,200	442,500	- 40,700	- 8.42						

任 国	専門家の号		M/M					国 別 専 門 家 人 数		
	60-1 年度	60-2 年度	増 額	改 定 率	60年 12月	61年 1月	2 月	3 月		
パナマ	439,100	402,400	-36,700	- 8.36						
パラグアイ	395,200	362,200	-33,000	- 8.35						
ペル	363,500	341,000	-22,500	- 6.19						
セント・ルシア	385,200	382,900	- 2,300	- 0.6						
セント・ヴィンセント	385,200	382,900	- 2,300	- 0.6						
スリナム	503,800	00	-406,000	- 80.6						
トリニダッド・トバゴ	571,100	522,700	- 48,400	- 8.47						
ウルグアイ	396,000	395,000	- 1,000	- 0.25						
ヴェネズエラ	444,200	421,300	-22,900	- 5.16						
オーストラリア	403,800	343,300	-60,500	-14.98						
フィジー	486,100	483,300	- 2,800	- 0.58						
キリバス	524,200	521,400	- 2,800	- 0.53						
ナウル	465,900	463,200	- 2,700	- 0.58						
パプア・ニューギニア	544,400	541,500	- 2,900	- 0.53						
ソロモン	524,200	521,400	- 2,800	- 0.53						
トンガ	465,900	463,200	- 2,700	- 0.58						
トウヴァル	524,200	521,400	- 2,800	- 0.53						
ツバツ	465,900	463,200	- 2,700	- 0.58						
西サモア	465,900	463,200	- 2,700	- 0.58						
ミクロネシア	505,900	461,400	-445,000	- 88						
オーストラリア	444,200	444,200	0	0						
イタリア	417,900	417,900	0	0						
マルタ	417,900	417,900	0	0						
スイス	484,000	484,000	0	0						
ニューズラディア	374,000	351,100	-22,900	- 6.12						
加重平均アップ率										

任 国	専門家番号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
	特 号		1	2	1	2			1	2	1	2
	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
アジア	820,000	704,400	687,800	671,200	654,600	637,900	601,600	565,300	532,100	498,800	470,600	442,300
ブータン	810,000	692,900	675,400	657,900	640,400	622,900	585,800	548,700	513,700	478,700	451,400	424,100
ビルマ	740,000	645,800	620,000	604,100	588,300	572,400	538,600	504,800	473,100	441,400	416,300	391,200
カンボディア	790,000	686,000	670,200	654,300	638,500	622,600	587,900	553,100	521,400	489,700	462,100	434,400
中華人民共和国	740,000	629,700	613,100	596,500	579,900	563,200	528,800	494,400	461,200	427,900	403,200	378,400
インド	700,000	599,400	583,700	567,900	552,200	536,400	503,800	471,100	439,600	408,100	384,500	360,900
インドネシア	710,000	603,400	586,800	570,200	553,600	536,900	503,000	469,000	435,800	402,500	379,200	355,900
韓 国	680,000	576,200	559,600	543,000	526,400	509,700	476,500	443,200	410,000	376,700	354,600	332,400
ラオス	690,000	764,900	746,600	728,200	709,900	691,500	651,700	611,900	575,200	538,400	507,900	477,300
マレーシア	750,000	633,700	618,200	598,700	581,200	563,700	528,000	492,300	457,300	422,300	397,900	373,400
ブルネイ	790,000	668,100	649,700	631,200	612,700	594,200	556,500	518,800	481,900	444,900	419,100	393,300
モルディブ	740,000	632,300	616,600	600,800	585,100	569,300	535,700	502,100	470,600	439,100	414,100	389,100
モンゴル	900,000	777,500	759,100	740,600	722,100	703,600	663,600	623,500	586,600	549,600	518,400	487,200
ネパール	810,000	692,900	675,400	657,900	640,400	622,900	585,800	548,700	513,700	478,700	451,400	424,100
パキスタン	700,000	599,400	583,700	567,900	552,200	536,400	503,800	471,100	439,600	408,100	384,500	360,900
フィリピン	670,000	573,100	557,400	541,600	525,900	510,100	477,900	445,700	414,220	382,700	360,600	338,400
シンガポール	800,000	671,500	652,200	632,800	613,400	594,000	555,300	516,500	477,800	439,000	413,200	387,400
スリ・ランカ	700,000	599,400	583,700	567,900	552,200	536,400	503,800	471,100	439,600	408,100	384,500	360,900
タイ	670,000	573,100	557,400	541,600	525,900	510,100	477,900	445,700	414,200	382,700	360,600	338,400
グイェトナム	900,000	773,300	755,000	736,600	718,300	699,900	660,100	620,300	583,600	546,800	515,800	484,800
中近東	1,030,000	879,900	857,100	834,200	811,300	788,400	740,500	692,600	646,800	601,000	566,500	532,000
アルジェリア	820,000	694,400	676,000	657,500	639,000	620,500	582,400	544,200	507,300	470,300	443,100	415,800
パペーレン	920,000	795,400	778,200	756,900	737,700	718,400	676,900	635,300	596,800	558,300	526,600	494,800
エジプト	890,000	754,900	734,000	713,000	692,000	671,000	628,300	585,600	543,600	501,600	472,500	443,400
イラン	1,030,000	877,400	853,700	829,900	806,200	782,400	733,700	685,000	637,500	589,900	555,700	521,400
イラク	920,000	795,400	776,200	756,900	737,700	718,400	676,900	635,300	596,800	558,300	526,600	494,800

任 国	特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号			
	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2	1	2
イスラエル	700,000	592,400	576,100	559,800	543,500	527,200	493,900	460,600	428,000	395,400	372,500	349,600		
ジョルダン	820,000	694,400	576,000	657,500	639,000	620,500	582,400	544,200	507,300	470,300	443,100	415,800		
クウェイト	970,000	830,100	809,900	789,600	769,400	749,100	705,600	662,000	621,500	581,000	547,900	514,800		
レバノン	920,000	781,200	760,300	739,300	718,300	697,300	654,200	611,000	569,000	527,000	496,500	465,900		
リビア	890,000	764,900	746,500	728,200	709,900	691,500	651,700	611,900	575,200	538,400	507,900	477,300		
モロッコ	710,000	603,400	586,800	570,200	553,600	536,900	503,000	469,000	435,800	402,500	379,200	355,900		
オマーン	970,000	834,100	814,000	793,900	773,800	759,600	710,300	667,000	626,800	586,500	553,200	519,800		
カタール	920,000	795,400	776,200	756,900	737,700	718,400	676,900	635,300	596,800	558,300	526,600	494,800		
サウディ・アラビア	980,000	838,500	818,300	798,000	777,800	757,500	714,000	670,400	629,900	589,400	555,900	522,300		
スーダン	970,000	834,100	814,000	793,900	773,800	753,600	710,300	667,000	626,800	586,500	553,200	519,800		
シリア	850,000	720,700	701,500	682,200	663,000	643,700	604,100	564,400	525,900	487,400	459,200	430,900		
テュニジア	710,000	603,400	586,800	570,200	553,600	536,900	503,000	469,000	435,800	402,500	379,200	355,900		
トルコ	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	348,400		
イエメン	970,000	834,100	814,000	793,900	773,800	753,600	710,300	667,000	626,800	586,500	553,200	519,800		
南イエメン	970,000	834,100	814,000	793,900	773,800	753,600	710,300	667,000	626,800	586,500	553,200	519,800		
アラブ首長国連邦	920,000	795,400	776,200	756,900	737,700	718,400	676,900	635,300	596,800	558,300	526,600	494,800		
アフリカアンゴラ	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
ベナン	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
ボツワナ	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	418,400		
ブルキナ・ファン	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
ブルンディ	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
カメルーン	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
カーボ・ヴェルデ	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
中央アフリカ	980,000	838,500	818,300	798,000	777,800	757,500	714,000	670,400	629,900	589,400	555,900	522,300		
チャード	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
コモロ	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	418,400		
コンゴ	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		

任 国	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
	960,000	825,700	805,600	785,500	765,400	745,200	701,900	658,600	618,400	578,100	545,200	512,300		
シブチ														
赤道ギニア	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
エチオピア	960,000	825,700	805,600	785,500	765,400	745,200	701,900	658,600	618,400	578,100	545,200	512,300		
カボン	960,000	838,500	818,300	798,000	777,800	757,500	714,000	670,400	629,900	589,400	555,900	522,300		
ガンビア	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
ガーナ	870,000	748,100	730,500	712,900	695,300	677,600	639,300	600,900	565,600	530,300	500,300	470,200		
ギニア	1,010,000	869,000	847,900	826,800	805,700	784,500	739,200	693,900	651,700	609,400	574,700	540,000		
ギニア・ビサウ	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
象牙海岸共和国	920,000	788,300	768,100	747,800	727,600	707,300	664,700	622,100	581,600	541,100	510,100	479,100		
ケニア	710,000	603,400	586,800	570,200	553,600	536,900	503,000	469,000	435,800	402,500	379,200	355,900		
レソト	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	540,000	504,300	467,500	440,500	413,400		
リベリア	1,010,000	864,300	843,400	822,400	801,400	780,400	735,400	690,300	648,300	606,300	571,800	537,300		
マダガスカル	840,000	723,100	704,800	686,400	668,100	649,700	610,900	572,000	535,300	498,500	470,100	441,600		
マラウイ	810,000	692,900	675,400	657,900	640,400	622,900	585,800	548,700	513,700	478,700	451,400	424,100		
マリ	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
モーリタニア	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
モルシャス	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	413,400		
モザンビーク	810,000	692,900	675,400	657,900	640,400	622,900	585,800	548,700	513,700	478,700	451,400	424,100		
ニジェール	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
ナイジェリア	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
ルワンダ	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
サントメ・プリンシペ	820,000	694,400	676,000	657,500	639,000	620,500	582,400	544,200	507,300	470,300	443,100	415,800		
セネガル	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	413,400		
セイシエル	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200		
シエラ・レオネ	960,000	825,700	805,600	785,500	765,400	745,200	701,900	658,600	618,400	578,100	545,200	512,300		
ソマリ	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	413,400		
スワジランド	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	413,400		

任 国	特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2			1	2		
												専 門 家 の 号
タンザニア	890,000	764,900	746,600	728,200	709,900	691,500	651,700	611,900	575,200	538,400	507,900	477,200
トーゴ	1,180,000	1,007,500	982,200	956,800	931,500	906,100	852,300	798,500	747,800	697,000	657,100	617,200
ウガンダ	810,000	696,800	679,200	661,600	644,000	626,300	589,000	551,700	516,500	481,300	453,800	426,300
ザイール	930,000	803,800	784,600	765,300	746,100	726,800	685,300	643,700	605,200	566,700	534,500	502,300
ザンビア	810,000	692,900	675,400	657,900	640,400	622,900	585,800	548,700	513,700	478,700	451,400	424,100
ジンバブエ	710,000	603,400	586,800	570,200	553,600	536,900	503,000	469,000	435,800	402,500	379,200	355,900
中 南 米	750,000	636,700	618,400	600,000	581,700	563,300	526,600	489,800	453,100	416,300	391,900	367,400
パハマ	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400
バルバドス	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400
ボリヴィア	740,000	643,700	628,900	614,000	599,100	584,200	551,400	518,600	488,900	459,100	433,200	407,300
ブラジル	640,000	542,700	527,900	513,000	498,100	483,200	452,800	422,300	392,600	362,800	341,900	320,900
チ リ	640,000	536,900	521,500	506,000	490,500	475,000	444,000	413,000	382,100	351,100	330,500	309,800
コロンビア	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400
コスタ・リカ	720,000	605,400	588,000	570,500	553,100	535,600	500,700	465,700	430,800	395,800	372,600	349,300
キューバ	890,000	764,900	746,600	728,200	709,900	691,500	651,700	611,900	575,200	538,400	507,900	477,300
ドミニカ	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400
ドミニカ共和国	640,000	542,700	527,900	513,000	498,100	483,200	452,800	422,300	392,600	362,800	341,900	320,900
エクアドル	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400
エル・サルヴァドル	740,000	621,800	603,900	585,900	568,000	550,000	514,200	478,300	442,500	406,600	382,700	358,700
グレナダ	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400
グアテマラ	710,000	603,400	586,800	570,200	553,600	536,900	503,000	469,000	435,800	402,500	379,200	355,900
ガイアナ	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400
ハイチ	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400
ホンデュラス	750,000	633,700	616,200	598,700	581,200	563,700	528,000	492,300	457,300	422,300	397,900	373,400
ジャマイカ	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400
メキシコ	640,000	542,700	527,900	513,000	498,100	483,200	452,800	422,300	392,600	362,800	341,900	320,900
ニカラグア	780,000	663,900	645,600	627,200	608,900	590,500	553,100	515,600	478,900	442,100	416,500	390,900

任 国	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号			
	1	2	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2	1	2
	710,000	603,400	586,800	570,200	553,600	536,900	503,000	469,000	435,800	402,500	379,200	355,900				
	640,000	542,700	527,900	513,000	498,100	483,200	452,800	422,300	392,600	362,800	341,900	320,900				
	610,000	515,500	500,700	485,800	470,900	456,000	426,300	396,500	366,800	337,000	317,200	297,400				
	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400				
	670,000	569,000	554,200	539,300	524,400	509,500	478,600	447,700	418,000	388,200	365,800	343,400				
	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	413,400				
	930,000	785,200	763,400	741,500	719,700	697,800	653,400	608,900	565,200	521,400	491,100	460,800				
	710,000	597,100	579,900	562,700	545,500	528,200	493,800	459,300	424,900	390,400	367,500	344,500				
	750,000	636,700	618,400	600,000	581,700	563,300	526,600	489,800	453,100	416,300	391,900	367,400				
大 洋 州	610,000	518,800	503,900	488,900	474,000	459,000	429,100	399,100	369,200	339,200	319,300	299,300				
	850,000	720,700	701,500	682,200	663,000	643,700	604,100	564,400	525,900	487,400	459,200	430,900				
	890,000	764,900	746,600	728,200	709,900	691,500	651,700	611,900	575,200	538,400	507,900	477,300				
	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	413,400				
	920,000	795,400	776,200	756,900	737,700	718,400	676,900	635,300	596,800	558,300	526,600	494,800				
	890,000	764,900	746,600	728,200	709,900	691,500	651,700	611,900	575,200	538,400	507,900	477,300				
	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	413,400				
	890,000	764,900	746,600	728,200	709,900	691,500	651,700	611,900	575,200	538,400	507,900	477,300				
	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	413,400				
	810,000	690,200	671,900	653,500	635,200	616,800	578,900	541,000	504,300	467,500	440,500	413,400				
	770,000	697,500	677,400	657,300	637,200	617,000	576,800	536,500	496,300	456,000	429,200	402,400				
欧 州	800,000	671,500	652,200	632,800	613,400	594,000	553,300	516,500	477,800	439,000	413,200	387,400				
	750,000	631,700	613,500	595,300	577,100	558,800	522,400	485,900	449,500	413,000	388,700	364,400				
	750,000	631,700	613,500	595,300	577,100	558,800	522,400	485,900	449,500	413,000	388,700	364,400				
	670,000	731,500	710,400	689,300	668,200	647,100	604,900	562,700	520,500	478,300	450,200	422,000				
	630,000	530,700	515,400	500,100	484,800	469,400	438,800	408,200	377,600	347,000	326,600	306,200				

(1) 一般専門家

年 月 1日より適用 (単位:円)

任 国	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
アジア	656,000	563,500	550,300	537,000	523,700	510,400	481,300	452,300	425,700	399,100	376,500	353,900		
パキスタン	648,000	554,400	540,400	526,400	512,400	498,400	468,700	439,000	411,000	383,000	361,200	339,300		
インド	592,000	508,700	496,000	483,300	470,600	458,000	430,900	403,900	378,500	353,200	333,100	313,000		
中華人民共和国	632,000	548,800	536,200	523,500	510,800	498,100	470,300	442,500	417,200	391,800	369,700	347,600		
インドネシア	592,000	503,800	490,500	477,200	463,900	450,600	423,100	395,600	369,000	342,400	322,600	302,800		
韓国	560,000	479,600	467,000	454,400	441,800	429,200	403,000	376,900	351,700	326,500	307,600	288,800		
ラオス	568,000	482,800	469,500	456,200	442,900	429,600	402,400	375,200	348,600	322,000	303,400	284,800		
マレーシア	544,000	461,000	447,700	434,400	421,100	407,800	381,200	354,600	328,000	301,400	283,700	266,000		
ブルネイ	712,000	612,000	597,300	582,600	567,900	553,200	521,400	489,600	460,200	430,800	406,300	381,900		
モルディブ	600,000	507,000	493,000	479,000	465,000	451,000	422,400	393,900	365,900	337,900	318,300	298,800		
モンゴル	632,000	534,500	519,700	505,000	490,200	475,400	445,200	415,100	385,500	356,000	335,300	314,700		
ネパール	592,000	505,900	493,300	480,700	468,100	455,500	428,600	401,700	376,500	351,300	331,300	311,300		
パキスタン	720,000	622,000	607,300	592,500	577,700	562,900	530,900	498,800	469,300	439,700	414,800	389,800		
フィリピン	648,000	554,400	540,400	526,400	512,400	498,400	468,700	439,000	411,000	383,000	361,200	339,300		
シンガポール	560,000	479,600	467,000	454,400	441,800	429,200	403,000	376,900	351,700	326,500	307,600	288,800		
スリ・ランカ	536,000	458,500	445,900	433,300	420,700	408,100	382,400	356,600	331,400	306,200	288,500	270,800		
タイ	640,000	537,200	521,700	506,200	490,700	475,200	444,200	413,200	382,200	351,200	330,600	310,000		
ヴェトナム	560,000	479,600	467,000	454,400	441,800	429,200	403,000	376,900	351,700	326,500	307,600	288,800		
中近東	536,000	458,500	445,900	433,300	420,700	408,100	382,400	356,600	331,400	306,200	288,500	270,800		
アフガニスタン	720,000	618,700	604,000	589,300	574,600	560,000	528,100	496,300	466,900	437,500	412,700	387,900		
アルジェリア	824,000	704,000	685,700	667,400	649,100	630,800	592,400	554,100	517,500	480,800	453,200	425,600		
バレーン	656,000	555,600	540,800	526,000	511,200	496,400	465,900	435,400	405,800	376,300	354,500	332,700		
エジプト	736,000	636,400	621,000	605,600	590,200	574,800	541,500	508,300	477,500	446,700	421,300	395,900		
イラン	712,000	604,000	587,200	570,400	553,600	536,800	502,700	468,500	434,900	401,300	378,000	354,800		
イラク	824,000	702,000	683,000	664,000	645,000	626,000	587,000	548,000	510,000	472,000	444,600	417,200		
	736,000	636,400	621,000	605,600	590,200	574,800	541,500	508,300	477,500	446,700	421,300	395,900		

任 国	特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	1		2	
	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
イスラエル	560,000	474,000	460,900	447,900	434,800	421,800	395,200	368,500	342,400	316,400	298,000	279,700
ジョルダン	656,000	555,600	540,800	526,000	511,200	496,400	465,900	435,400	405,800	376,300	354,500	332,700
クウェイト	776,000	664,100	647,900	631,700	615,500	599,300	564,500	529,600	497,200	464,800	438,400	411,900
レバノン	736,000	625,000	608,200	591,400	574,700	557,900	523,400	489,800	455,200	421,600	397,200	372,800
リビア	712,000	612,000	597,300	582,600	567,900	553,200	521,400	489,600	460,200	430,800	406,300	381,900
モロッコ	568,000	482,800	469,500	456,200	442,900	429,600	402,400	375,200	348,500	322,000	303,400	284,800
オマーン	776,000	667,300	651,200	635,100	619,000	602,900	568,300	533,600	501,400	469,200	442,600	415,900
カタール	736,000	636,400	621,000	605,600	590,200	574,800	541,500	508,300	477,500	446,700	421,300	395,900
サウディ・アラビア	784,000	670,800	654,600	638,400	622,200	606,000	571,200	536,400	504,000	471,600	444,700	417,900
スーダン	776,000	667,300	651,200	635,100	619,000	602,900	568,300	533,600	501,400	469,200	442,600	415,900
シリア	680,000	576,600	561,200	545,800	530,400	515,000	483,300	451,200	420,800	390,000	367,400	344,800
チュニジア	568,000	482,800	469,500	456,200	442,900	429,600	402,400	375,200	348,500	322,000	303,400	284,800
トルコ	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800
イエメン	776,000	667,300	651,200	635,100	619,000	602,900	568,300	533,600	501,400	469,200	442,600	415,900
南イエメン	776,000	667,300	651,200	635,100	619,000	602,900	568,300	533,600	501,400	469,200	442,600	415,900
アラブ首長国連邦	736,000	636,400	621,000	605,600	590,200	574,800	541,500	508,300	477,500	446,700	421,300	395,900
アフリカアンゴラ	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800
ベナン	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800
ボツワナ	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800
ブルキナ・フアン	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800
ブルンディ	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800
カメルーン	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800
カーボ・ヴェルデ	784,000	670,800	654,600	638,400	622,200	606,000	571,200	536,400	504,000	471,600	444,700	417,900
中央アフリカ	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800
チャード	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800
コモロ	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800
コンゴ	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800

任 園	専 門 家 の 号													
	特 号		1 号		2 号		3 号		4 号		5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
シブチ	768,000	660,600	644,500	628,400	612,300	596,200	561,600	526,900	494,700	462,500	436,200	409,900		
赤道ギニア	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800		
エトィオピア	768,000	660,600	644,500	628,400	612,300	596,200	561,600	526,900	494,700	462,500	436,200	409,900		
カボン	784,000	670,800	654,600	638,400	622,200	606,000	571,200	536,400	504,000	471,600	444,700	417,900		
カンビア	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800		
ガーナ	696,000	598,500	584,400	570,300	556,200	542,100	511,400	480,800	452,500	424,300	400,200	376,200		
ギニア	808,000	695,200	678,300	661,400	644,500	627,600	591,400	555,200	521,400	487,600	459,800	432,000		
ギニア・ビサオ	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800		
象牙海岸共和国	736,000	630,700	614,500	598,300	582,100	565,900	531,800	497,700	465,300	432,900	408,100	383,300		
ケニア	568,000	482,800	469,500	456,200	442,900	429,600	402,400	375,200	348,600	322,000	303,400	284,800		
レソト	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800		
リベリア	808,000	691,500	674,700	657,900	641,100	624,400	588,300	552,300	518,700	485,100	457,500	429,900		
マダガスカル	672,000	578,500	563,800	549,200	534,500	519,800	488,700	457,600	428,200	398,800	376,100	353,300		
マラウイ	648,000	554,400	540,400	526,400	512,400	498,400	468,700	439,000	411,000	383,000	361,200	339,300		
マリカマリ	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800		
モーリタニア	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800		
モーリシャス	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800		
モザンビーク	648,000	554,400	540,400	526,400	512,400	498,400	468,700	439,000	411,000	383,000	361,200	339,300		
ニジェール	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800		
ナイジェリア	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800		
ルワンダ	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800		
サントメ・プリンシペ	656,000	555,600	540,800	526,000	511,200	496,400	465,900	435,400	405,800	376,300	354,500	332,700		
セネガル	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800		
セイシエル	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800		
シエラ・レオネ	768,000	660,600	644,500	628,400	612,300	596,200	561,600	526,900	494,700	462,500	436,200	409,900		
ソマリヤ	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800		
スワジランド	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800		

任 国	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
チンザニア	712,000	612,000	597,300	582,600	567,900	553,200	521,400	489,600	460,200	430,800	406,300	381,900		
トゴ	944,000	806,000	785,800	765,500	745,200	724,900	681,900	638,800	598,200	557,600	525,700	493,800		
ウガンダ	648,000	557,500	543,400	529,300	515,200	501,100	471,200	441,400	413,200	385,100	363,100	341,100		
ザイール	744,000	643,100	627,700	612,300	596,900	581,500	548,200	515,000	484,200	453,400	427,600	401,900		
ザンビル	648,000	554,400	540,400	526,400	512,400	498,400	468,700	439,000	411,000	383,000	361,200	339,300		
ジンバブエ	568,000	482,800	469,500	456,200	442,900	429,600	402,400	375,200	348,600	322,000	303,400	284,800		
中南米	600,000	509,400	494,700	480,000	465,400	450,700	421,300	391,900	362,500	333,100	313,500	294,000		
バハマ	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
バルバドス	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
ボリヴィア	592,000	515,000	503,100	491,200	479,300	467,400	441,200	414,900	391,100	367,300	346,600	325,900		
ブラジル	512,000	434,200	422,300	410,400	398,500	386,600	362,200	337,900	314,100	290,300	273,500	256,800		
チリ	512,000	429,600	417,200	404,800	392,400	380,000	355,200	330,400	305,700	280,900	264,400	247,900		
コロンビア	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
コスタ・リカ	576,000	484,400	470,400	456,400	442,500	428,500	400,600	372,600	344,600	316,700	298,100	279,500		
キューバ	712,000	612,000	597,300	582,600	567,900	553,200	521,400	489,600	460,200	430,800	406,300	381,900		
ドミニカ	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
ドミニカ共和国	512,000	434,200	422,300	410,400	398,500	386,600	362,200	337,900	314,100	290,300	273,500	256,800		
エクアドル	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
エル・サルヴァドル	592,000	497,500	483,100	468,800	454,400	440,000	411,400	382,700	354,000	325,300	306,200	287,000		
グレナダ	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
グアテマラ	568,000	482,800	469,500	456,200	442,900	429,600	402,400	375,200	348,600	322,000	303,400	284,800		
ガイアナ	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
ハイチ	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
ホンデュラス	600,000	507,000	493,000	479,000	465,000	451,000	422,400	393,900	365,900	337,900	318,300	298,800		
ジャマイカ	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
メキシコ	512,000	434,200	422,300	410,400	398,500	386,600	362,200	337,900	314,100	290,300	273,500	256,800		
ニカラグア	624,000	531,200	516,500	501,800	487,100	472,400	442,500	412,500	383,100	353,700	333,200	312,800		

任 国	専門家の号		特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号	
	1	2	1	2	1	2	1	2			1	2	1	2
									1	2				
	568,000	482,800	469,500	456,200	442,900	429,600	402,400	375,200	348,600	322,000	303,400	284,800		
	512,000	434,200	422,300	410,400	398,500	386,600	362,200	337,900	314,100	290,300	273,500	256,800		
	488,000	412,400	400,500	388,600	376,700	364,800	341,000	317,200	293,400	269,600	253,800	238,000		
	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
	536,000	455,200	443,300	431,400	419,500	407,600	382,900	358,200	334,400	310,600	292,700	274,800		
	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800		
	744,000	628,200	610,700	593,200	575,800	558,300	522,700	487,200	452,200	417,200	392,900	368,700		
	568,000	477,700	463,900	450,200	436,400	422,600	395,000	367,500	339,900	312,400	294,000	275,600		
	600,000	509,400	494,700	480,000	465,400	450,700	421,300	391,900	362,500	333,100	313,500	294,000		
大洋州	488,000	415,100	403,100	391,200	379,200	367,200	343,300	319,300	295,400	271,400	255,400	239,500		
	680,000	576,600	561,200	545,800	530,400	515,000	483,300	451,600	420,800	390,000	367,400	344,800		
	712,000	612,000	597,300	582,600	567,900	553,200	521,400	489,600	460,200	430,800	406,300	381,900		
	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800		
	736,000	636,400	621,000	605,600	590,200	574,800	541,500	508,300	477,500	446,700	421,300	395,900		
	712,000	612,000	597,300	582,600	567,900	553,200	521,400	489,600	460,200	430,800	406,300	381,900		
	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800		
	712,000	612,000	597,300	582,600	567,900	553,200	521,400	489,600	460,200	430,800	406,300	381,900		
	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800		
	648,000	552,200	537,500	522,800	508,200	493,500	463,200	432,800	403,400	374,000	352,400	330,800		
	616,000	558,000	541,900	525,800	509,700	493,600	461,400	429,200	397,000	364,800	343,400	322,000		
欧州	640,000	537,200	521,700	506,200	490,700	475,200	444,200	413,200	382,200	351,200	330,600	310,000		
	600,000	505,400	490,800	476,200	461,700	447,100	417,900	388,800	359,600	330,400	311,000	291,600		
	600,000	505,400	490,800	476,200	461,700	447,100	417,900	388,800	359,600	330,400	311,000	291,600		
	696,000	585,200	568,400	551,500	534,600	517,700	484,000	450,200	416,400	382,700	360,200	337,600		
	504,000	424,600	412,300	400,100	387,800	375,600	351,100	326,600	302,100	277,600	261,300	245,000		

Ⅱ 農林水産三部事務分担表

(1) 農林水産計画調査部

60. 11. 15 現在

職名	氏名	所	業	務
課次調	長 長 役 土 綱 前	鳳 木 田		<p>農林水産業開発による技術協力及び開発協力に係る専門的事項，その他特命事項に関すること。</p> <p>農林水産業関係専門家の養成確保及び処遇に関すること。</p> <p>農林業協力基礎調査（開発基礎調査等）に関すること。</p> <p>農林業開発協力に関する調査</p>
農林水産計画課				<p>(1) 農林業開発（水産業を含む。以下同じ）に関する技術協力及び開発協力の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る計画に関すること。</p> <p>(3) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力の効果の評価に関すること。</p> <p>(4) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力の予算に関すること。</p> <p>(5) 専門家に係る給与，諸手当等の支払，福利厚生，その他庶務的事項に関すること。</p> <p>(6) 他の課の所掌に属さない事項に関すること。</p>
課	長 代 理	大 栗 賢	川 城 木	<p>開発調査及び開発協力事業の計画及び予算の執行管理の総括。</p> <p>管理的経費の計画及び執行管理の総括。総務的事務の総括。運営審議会農林業部会に関すること。</p> <p>農林業協力事業及び産業開発協力事業の計画及び予算の執行管理の総括。</p>
課	長 代 理	小 背 佐 (兼) 成 加	牧 木 藤 阿 部 誠	<p>リーダー会議その他定例会議に関すること。</p> <p>農林業協力事業の計画及び予算管理に関すること。</p> <p>開発調査事業の計画及び予算管理に関すること。</p> <p>開発協力事業の計画及び予算管理，文書管理，部内庶務に関すること。</p> <p>専門家の諸手当に関すること。</p> <p>産業開発協力事業の計画及び予算管理に関すること。</p> <p>基礎調査（開発基礎，教育・研究計画基準作成調査），開発協力調査，農林水産業関係専門家の養成確保及び処遇に関すること。</p>

職 名	氏 名	所 務
農 林 水 産 技 術 課		
課 長	山 口 保 介	(1) 専門家等人員の養成及び確保に関し、農林業開発（技術協力に係る水産業開発を含む）に係る専門分野における 企画及び実施に関すること。
代 理 長	石 橋 隆 一	(2) 農林業開発に関する基礎的調査に関すること。
代 理 長	美 谷 島 克 賢	(3) 農林業開発に関する技術協力及び開発協力に必要な技術に関する情報の収集、分析及び提供に関すること。
	川 路 賢 一 郎	農林業協力、産業開発協力に関する総括、調整 開発調査に関する総括、調整
	今 井 伸 孝 哲	農林業協力（インドネシア適正農林機械化センター、インドネシア家畜人工授精センター） 開発調査（フィリピン・ボホール Phase II, パラグアイ・イタプアア県中部穀物増産、インドネシア・パタナム農 業 開）
	三 町 黒 柳 俊 之	農林業協力（タイ・中央家畜衛生研究所、ウルグアアイ果樹研究） 開発調査（オマーン・ワジジジ農圃、タイ・バンナラ川かんがい、ホンデムラス・アグアン川農圃） 基礎調査、開発協力調査
	荒 井 博 之	農林業協力（中国・三江平原総合試験場、ビルマ、かんがい技術センター） 開発調査（インドネシア、ネガララ川写真図、パキスタン・収穫後処理、ドミニカ・アグアカテ・グアジャボ農圃） 農林業協力（マレーシア・アモアン 病センター、中南米農林業プロ・ファイ） 開発調査（ジャマイカ、アラックリバ農圃、フィリピン・アスエ農圃、インドネシア・アサハン下流 Part. II、 カメルーン・ハイゴム農圃開発）
	佐 々 木 隆 宏	農林業協力（ボリグイア・家畜人工授精センター、中近等、アフリカ農林業協力プロ...ファイ） 開発調査（チリ・マポチヨ川農圃、アルジェリア・フェンアラ湖周辺農圃、イラン・カスビ海沿岸、タイ・サカエ クラン川かんがい）
	阿 部 泰 哲	農林業協力（ドミニカ・農業開発、フィリピン・畑地かんがい技術センター、アジア農林業協力プロ・ファイ） 開発調査（スリランカ・農業用貯水池、タイ・穀物貯蔵、パキスタン農村総合開発）
	上 条 哲 也	農林水産計画課兼務 農林業協力、開発調査に関するその他業務

(2) 農業開発協力部

職名	氏名	所掌業務
部長課	田内 斐	(1) 農業開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る実施計画の作成に関すること。 (2) 農業開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施に関すること。 (3) 農業開発に関する施設等の整備事業の受託及び実施に関すること。 (4) 農業開発に関する技術の指導に関すること。 (5) 農業開発協力部の所掌事務で、他課の所掌に属さないものに関すること。
課長代理	松本 真教	部内外業務の調整連絡、予算執行調整、部内特殊業務、産業開発協力関係プロジェクト
課長	林 英和	支出負担行為（農技協課関連）、専門家庭生活保護金業務、国内旅費業務、プロジェクト基盤整備
課長	高畑 恒千	プロジェクト基盤整備、アスノン市中央食品卸売市場改善計画、タイとうもろこし品質向上計画、応急対策
課長	言田 千枝	支出予算実施計画、支出実績整理、部内庶務、文書、会議費の整理
課長	荻原 知	支出負担行為（畜開、産投課）、プロジェクト基盤整備、海外事務所への送金
畜産開発課		(1) 畜産開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る実施計画の作成に関すること。 (2) 畜産開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施に関すること。 (3) 畜産開発に関する技術協力プロジェクトに関すること。 (4) 畜産開発に関する施設等整備事業の受託実施に関すること。 (5) 畜産開発に関する技術指導に関すること。 (6) 農業開発に関する技術プロジェクトのうち養蚕・園芸及び流通加工に係る技術協力プロジェクトの実施計画の作成に関すること。 (7) 前号に掲げる技術協力プロジェクトの設計及び実施（無償協力調達部の所掌の属するものを除く）に関すること。
課長	小山 英正	予算、研修員関係、プロジェクト総括、メキシコ家畜衛生センター
課長代理	岩倉 正節	予算、機材供与関係、プロジェクト総括、中国肉類食品総合研究センター
課長	水之野 節浩	タイ家畜衛生、インドネシア動物医薬品校定、インドネシア家畜人工授精
課長	吉本 浩	パラグアイ家畜繁殖、ケニアア園芸開発
課長	野村 村	ネパール園芸開発、タイ、カセサート大学（普及、機械）
課長	野村 村	サナンピブア大学獣医学部、マレイシア家禽病、ビルマ畜産（アフラケーア）

職 名	氏 名	所 掌 業 務
農業技術協力課 課 長 代 理	佐川大 藤上 正 仁 佐大 堂 志 徹 金重 武 郎 中 原 憲 明 北川 正 治 二川 真 孝 士 瓶 生 人 松本 幹 宗 武部 征 夫 梅崎 一 吾 西川 路 成 芳 芳 子 明	<p>(1) 農業開発に関する技術協力プロジェクトの実施計画の作成に關すること。 (2) 農業開発に関する技術協力プロジェクトの設計及び実施に關すること。</p> <p>下記プロジェクトの総括，専門家派遣，研修員受入に係る企画・調整，現地業務費・応急対策費に關すること。 パラグウェイ農業開発，スリランカ・マハヴェグ農業開発，インドネシア農業開発リポートセンシング（フォローアップ） ホンデラス農業開発研修センター，タンザニアキリマンジャロ農業開発，マレーシア水管理訓練（フォローアップ） 中國三江平原農業綜合試驗場（新規），タイ，かんがい技術センター，タイかんがい農業開発（フォローアップ） タイ農業協同組合振興，フィリピン・ボホール農業開発，インドネシア・ランボン農業開発（アフターケア） 韓国農業氣象災害研究，インドネシアかんがい非水施行技術センター 下記プロジェクトの総括，調査団派遣，機材に係る企画・調整，報告書・関係通達等資料管理に關すること。 ペルー野菜生産技術訓練センター（新規），東北タイ農業開発 インドネシア作物保護，ブラジル農業研究（新規），ブラジル野菜研究（新規） インドネシア中堅技術者，ビルマ中央農業開発訓練センター，タイ雜草研究（フォローアップ） エジプト米作機械化，インドネシア農業研究 フィジー稲作研究開発（新規），バンングラデッシュ農業大学院（新規）</p>
農業投資課 課 長 代 理	檀本 清 史 檀本 郷 豊 木下 正 文 松本 明 博	<p>(1) 農業開発に伴う周辺関連施設整備及び試験的事業等に対する貸付等に係る調査に關すること。 (2) 農業開発に伴う周辺関連施設整備及び試験的事業等に対する貸付等及び貸付等の管理に關すること。</p> <p>課内各担当業務の総括。外部との連絡調整。投融资予算に關すること。農業開発協力（以下「3号業務」という） に係る出資・貸付及び管理に關すること。3号業務に係る調査及び技術指導（研修員受入，専門家派遣）に關するこ と。 3号業務に係る出資・貸付及び管理に關すること。3号業務の調査及び技術指導に關すること。日伯農業開発協力事 業に關すること。 3号業務に係る出資・貸付及び管理に關すること。3号業務の調査及び技術指導に關すること。日伯農業開発協力 （私大）事業に關すること。文書管理</p>

(3) 林業水産開発協力部

職名	氏名	所	業	務
部 林業 開発 課 長	鈴木 進			(1) 林業開発に関する技術協力及び開発協力の調査に係る実施計画の作成に関すること。 (2) 林業開発に関する技術協力及び開発協力の調査の実施に関すること。 (3) 林業開発に関する技術協力プロジェクトの実施計画の作成に関すること。 (4) 林業開発に関する技術協力プロジェクトの実施に関すること。 (5) 林業開発に関する施設等整備事業の受託及び実施に関すること。 (6) 林業開発に関する技術の指導に関すること。 (7) 林業開発協力部の所掌事務で、他課の所掌に属さないものに関すること。
課 長 代 理	林 久 晴 殿			林業に係る開発調査及び技術協力プロジェクトの計画及び実施に関する業務の総括、調整及び下記以外の調整中の案件、 件、部の庶務に関する総括、調整
	青 山 川 藤 造 貞			南スマトラ森林造成、インドネシア熱帯降雨林研究、ブルネイ林業研究、タイ国有林経営計画調査 タイ造林研究訓練、ブラジル・サン・パウロ林研、タイ木材生産技術訓練、フィリピン広域森林情報分析管理計画調 査、ウルクアイイ植林計画調査
	(兼) 佐 藤 雄 一 文 夫 子 覚 之 将 一 英			バンタパンガン林業開発、マレイシア林産研究、エクアドル森林資源調査、バングラデシニ機械化集材計画調査 ケニア林業育苗訓練計画、マレイシア・サバ州造林技術計画調査、キリマンジャロ造林計画調査 パラグアイ林業開発、中国黒竜江省木材総合利用研究、ジャワワ山岳林収穫技術（アフターケアー）
課 長 代 理	芦 今 大 小 高 影 池 吉			庶 務 水産業技術協力室勤務 " " " " " " " "

職名	氏名	所 業 務
林業投融资課	大 沢 正 向 飯 島 正 信 相 葉 学 鈴 木 邦 雄 友 部 秀 器 佐 藤 雄 一 尾 島 起 己	<p>林業に伴う周辺関連施設整備及び試験的事業に対する貸付け等及び貸付け等の管理に関することならびに、貸付け等に係る調査に関すること。</p> <p>林業に係る開発協力及び開発投融资に関する業務の総括、調整 ヘルム・アマゾン林業開発現地実証調査、半乾熱地森林資源保全開発現地実証調査 林業関連関係資金貸付審査執行、管理、調査に関する事項 水産業技術協力室兼務 林業開発課兼務 水産業に係る技術協力プロジェクトその他特命事項に関すること。</p>
調査役 水産業技術協力室長	(兼) 尾 島 起 己 (兼) 小 樋 山 満 (兼) 高 橋 智 将 (兼) 影 山 浩 昭 (兼) 米 坂 田 修 一 (兼) 池 田 吉 勝	<p>水産業に係る技術協力プロジェクト、資源調査等に関する業務の総括・調整、ア首連増産センター アルゼンティン国立漁業学校、コスト・リカ漁業開発 インドネシア浅海養殖、チリ沿岸漁業訓練普及、中国上海水産加工技術開発センター チリ水産養殖、モロッコ漁業訓練センター マレーシア農科大学海洋水産学部拡充計画、タイ沿岸養殖 フィジー水産養殖、フィジー・ツバル水産資源調査</p>

事業部課(室)名	60年度	59年度	
	計画数	計画数	実績
企画部：地域課	5	5	4
研修事業部：管理課	24	16	19
派遣事業部：派遣第一課	97	96	91
〃：派遣第二課	45	45	43
社会開発協力部：開発調査第一課	43	42	38
〃：開発調査第二課	41	39	43
〃：海外センター課	125	113	123
医療協力部：医療協力課	104	102	109
〃：医療協力特別業務室	22	21	21
農林水産計画調査部：農林水産技術課	27	26	25
農業開発協力部：農業開発課	4	4	3
〃：畜産開発課	37	36	37
〃：農業技術協力課	70	70	71
林業水産開発協力部：林業開発課	28	25	25
〃：水産業技術協力室	22	19	19
鉱工業計画調査部：工業調査課	23	22	25
：資源調査課	55	55	46
鉱工業開発協力部：鉱工業開発技術課	102	100	99
無償資金協力業務部	26	21	22
青年海外協力隊事務局	6	11	8
移住事業部	3	3	3
合 計	909	871	874

IV 昭和60年度研修員受入計画事業計画(案)について

1. 研修員受入計画

区 分	人 数		平均滞在月数		区 分	人 数		平均滞在月数	
	人	(%)	人	@ 月		人	(%)	人	@ 月
1. 集団研修	2,270	(53.3%)	2,235	@ 3.3	1. 集団研修	2,235	(56.0%)	2,245	@ 3.3
			(199コース)				(191コース)		
2. 個別研修 単発	2,595	(37.5%)	1,593	@ 2.6	2. 個別研修 単発	1,593	(39.9%)	1,586	@ 2.4
	516		@ 2.5			552		537	@ 2.5
	909		@ 2.7		カウンターパート	871		874	@ 2.4
国際機関	170		@ 1.7		国際機関	170		175	@ 1.8
3. 特定種 マレーシア東方政策 日墨交流計画 技術者研修計画 韓国農林水産物交流計画 バキスタン人造り計画 ブルネイ人造り計画 日・アセアン科学技術交流 その他	356	(8.4%)	162	@ 4.3	3. 特定種	162	(4.1%)	163	@ 6.0
	130		@ 7.1		マレーシア東方政策	131		131	@ 7.0
	20		@ 3.3		日墨交流計画	15		16	@ 0.9
	130		@ 2.2		韓国技術者研修計画	16		16	@ 3.1
4. 予備種 小計(1+2+3+4)	35	(0.8%)	0	@ 2.0	4. 予備種	0			
	4,256	(100%)	4,256	@ 3.1	小計(1+2+3+4)	3,990	(100%)	3,994	@ 3.1
5. 継続	638		@ 5.0		5. 継続	705		705	@ 4.5
合 計	4,894		@ 3.3		合 計	4,695		4,699	@ 3.3
予 算 人 数	4,420		@ 4.8		予 算 人 数	4,146			@ 4.8

V 事業団業務の推移と今後の方向・問題点と事業団の対処方針

1. 第3次中期目標を踏まえた各業務の見直しと事業団としての対処方針

第3次中期目標はODAの量的拡大とともにその質的改善（贈与比率，グラント・エレメントの改善）をうたい更に事業の効果的，効率的実施を推進すべきことを明記している。

他方，近年の開発途上国における社会的，経済的基盤，技術水準の多様化及び格差の増大を反映し，我が国に対する協力要請は年々量的拡大とともに質的多様化をきたしている。これに対応するため事業団が実施する事業も年々複雑大型化し，多分野にわたる業務を途上国の国情及び協力案件の内容に応じ弾力的かつ総合的に実施することが援助効率を高める上で強く求められており各業務に共通する課題及び個々の業務に対し以下の方向で対処することが肝要と考える。

(1) 各業務に共通する課題への対応

イ. 多様化する途上国ニーズへの対応

高度技術分野，ソフト面重視の要請，案件の大型化等に適切に対応していくため最適な協力形態の策定及び各事業団の連携特に無償資金協力と技術協力の効果的組み合わせの促進

ロ. 民間活力の積極的活用

要請の多様化に対処するには優秀な専門家の確保，研修員受入機関の拡大を図る必要があり，民間活力の積極的活用が不可欠（技術費の拡充等民間技術者活用への積極的対応）

ハ. 優良案件の積極的発掘，形成

要請主義の原則に則しつつも，より弾力的に対応することとし，途上国のニーズに合致した優良案件を積極的に発掘形成するためプロファイ調査等の充実，長期調査員の派遣増，並びに在外機関の機能強化

ニ. 評価活動の強化

効果的援助の実施のため評価の結果を今後の案件設定及び事業実施の改善に向けフィードバックする体制の一層の強化，各事業部の評価関連活動に加え，評価検討委員会のもとで事業内外の有識者，専門家による評価活動の積極的推進

ホ. 情報の整備

案件の事前評価及び実施段階における効果的実施のため，これまでに蓄積され，また今後収集すべき情報を有効に整理活用する体制の推進……情報問題検討委員会，同作業部会の活用，国際協力総合研修所情報資料センターの設置

へ、事務合理化の推進

事務の増大に対応するため事務合理化の一層の推進……事務合理化推進委員会，同作業部会，各部における検討会等の積極的活用

(2) 各業務の今後の方向

イ. 研修員受入事業

- 高度先端技術等研修要請の多様化に対処しかつ研修内容の質的向上を図るため民間受入機関の一層の開拓と，研修業務委託に必要な経費（技術費等）を実情に合わせ拡充
- 一次的に多数の人材育成を図る研修ニーズをはじめ研修員受入数の増大に対処するため研修員受入システム業務実施体制の整備改善及び第三国研修の拡充

ロ. 専門家派遣事業

- 要請数の増加と要請内容の多様化（特に高度技術分野の増大）に応えるため，技術費の拡充等によるこれまで以上の民間活力の積極的な活用
- 専門化の適正についての的確なチェックと派遣前研修の充実（長期専門家のみならず短期専門家にも実施）を図るために国際協力総合研修所の機能強化
- 派遣専門家に対する後方支援業務の強化及び安全確保と生活環境整備のための経費拡充
- 専門家となり得る人材の活用を推進するため全国的な登録制度の拡充を図る

ハ. 機材供与事業

- 仕様の作成に当り専門コンサルタント導入を検討
- アフターケアの充実

ニ. プロジェクト方式技術協力事業

- 無償協力事業との一層の連携強化及びローカルコスト負担の弾力的な対応により効果的実施を確保
- 要請の多様化（高度先端技術，ソフト面重視の案件）に伴い民間活力を得るための環境整備
- 協力終了後も有効と認められる場合に専門家派遣，研修員受入等のアフターケアの推進

ホ. 開発調査事業

- 優良案件の発掘，形成に資するため長期調査員の活用，基礎情報の整備等を含め事前調査体制の一層の拡充強化
- 有償資金協力に加え，無償資金協力，他の技術協力形態との連携強化
- 民間コンサルタントとの契約事務の合理化推進

へ. 青年海外協力隊派遣事業

- 他の協力形態との有機的連携や要請の多様化に対応するためのチーム派遣等新形態業務の導入
- 優秀な隊員確保のため募集活動の充実強化
- 派遣中隊員に対する後方支援業務（機材購送，防犯対策等）の整備拡充

ト. 無償資金協力事業

- 無償資金協力に係る調査の効果的実施と拡充を図る
- 供与後の施設，機材の効果的運用のための技術協力との有機的連携及びアフターケアの充実
- 小規模案件の実施手続の簡素化

チ. 開発協力事業

- 優良案件の発掘，育成
- 広報活動等を通じての民間投資意欲の高揚

2. 海外移住業務の動向と事業団組織の在り方

(1) 海外移住業務の動向

① 邦人の海外移住は明治元年のハワイ移住により開始され，その後米国本土，カナダ，中南米等へ展開し，第2次大戦前における移住者の数は約100万人に達した。戦後は昭和27年のブラジル移住により再開され，その後パラグアイ，ボリヴィア，アルゼンティン等に展開され，戦後移住者の数は約24万7千人に達している。また，移住者の子弟である海外日系人は約149万人に達している。

これら移住者及びその子弟が居住国において地域社会の発展に寄与し，対日理解の増進，信頼感の醸成，友好親善等国際間の相互理解及び交流の媒体として果たしてきた役割は高く評価される。

② 戦後我が国の海外移住は，最盛期の昭和30年代まで当時の国内経済事情を背景に，中南米向けの集団農業移住が中心であったが，我が国の高度経済成長により大きく変動し，移住者は最盛期に比べ減少するとともに，最近はカナダ，オーストラリア等への商工業，技術移住を希望する者が増加し，集団的移住から個人ベースの移住へと変化している。

他方，国民の海外渡航は年々増大し，これに伴い長期滞在に引き続き結果として永住してしまいうケース，外国籍配偶者との婚姻生活のため配偶者の母国に永住するケースが増加する等日本人の海外発展の形態が多様化しており，かかる形で海外に定住する者が更に増加するものと予想される。

③ 移住者の子弟である海外日系人は、世界各地で居住国の良き市長として活動し、居住国と我が国との間の相互理解等の架け橋となっている。また、国際社会における我が国の地位の向上、若い世代の間での自己の民族的・文化的背景に対する関心の高まり等により、日系人は、自己の民族的・文化的ルーツや経済的関係の強化を求めて、日本への関心を高めている。また、新規移住者が少ない地域の日系人社会の間では、日系人としてのアイデンティティと日系人社会の活力の喪失を懸念し、「新しい血」としての後継移住者を望む声が高い。

④ ところで、世界経済の一角を占めるまでに成長した我が国は、今日ほど国際化が痛切に感ぜられる時期はなく、諸外国との間の誤解や摩擦を生む要因の一つである対日理解の不足の解消に努めることが急務となっている。このためにも、我が国は二国間の架け橋となっている日系人の声に応えるとともに、国民が継続的に数多く海外に発展し、経済社会開発に貢献しつつ居住国との間に確固たる信頼関係を築き上げていくことが肝要である。

⑤ このような海外移住をめぐる環境の変化に対応し、海外移住業務も変化しつつあり、昭和30年代にあっては移住者の送出しに重点が置かれていたが、現在の移住業務の中心は、中南米地域への集团的農業移住者の目立・安定・発展を促すための援護事業や、これら移住者の子弟である日系人を対象に移住事業の一環として側面的支援事業に移ってきている。

現在、海外移住業務は、国民の海外発展、海外定住及び我が国と海外日系人との関係につき、我が国の国際化という新たな観点からの対応を求められており、このため、国民の国際理解の増進、国際感覚のかん養、海外志向の促進等のための広報啓発、中南米以外の地域の移住者及びその子弟への対応、移住者の子弟である日系人に対する側面的支援の強化等が必要となっている。また、国民の海外発展の形態の多様化に伴って、在外邦人一般の新たな要望に対応するための既存の移住業務と長期滞在者向け施策との調整等を積極的に推進していくことも必要となっている。

他方、戦後の一時期に当時の日本国内の経済的状况を反映して中南米諸国に主として国の支援の下に渡航した移住者で、依然として厳しい環境下に置かれている者に対しては、その自立・安定・発展を促進するため、今後とも必要かつ効率的援護、支援を行っていかねばならない。

(2) 事業団(移住部門)組織のあり方

① 国際協力事業団発足当時の移住部門機構定員は、本部1部12課、2附属機関、国内12機関及び海外12機関、定員合計125名であったが、その後の海外移住の推移に対応し、たゆまぬ整理合理化を続け、昭和57年度までに本部2部5課、2附属機関、

国内9支部、海外9支部及び3駐在員事務所、定員合計282名に圧縮した。更に、臨調答申を実施するため、昭和60年度に本部機構を1部3課に半減、海外9支部を8支部に統合し、これに伴い移住部門定員を190名までに削減するとともに移住事業の整理合理化を行った。

なお、国内支部及び海外支部定員は移住部門定員とされているが、昭和55年度以降国内、海外支部とともに経済技術協力及び青年海外協力隊業務をも分担しており、これら技術関係業務が増加している。

- ② 一方、移住部門の業務は、移住者及びその子弟の自立・発展を促進するため、例えば本邦受入研修の受入コースの新設、人数増、研修内容の充実等により増大しているほか昭和60年度から開始した新規事業の「海外開発青年制度」（初年度30名）も募集、選考、訓練、講習、送出、定着まで一貫した指導・育成が必要であり、この面からも業務量は益々拡大している。

更に、昭和59年6月学識経験者から提出された「海外移住評価調査報告書」及び本年7月内閣総理大臣に提出された「海外移住審議会意見書」においても、移住業務の充実の必要性が指摘されている。

- ③ 事業団移住部門の業務は、移住者に対する援護業務のみならず、前述のように移住者の子弟である日系人に対する側面的支援の強化等の質的变化をしており、この変化に対応した業務を遂行していくことが必要である。

3. 外務省と事業団との権限分担関係（現状と最近の権限委譲実績）

指定表

関係省庁と国際協力実施機関との権限分担の現状

(主要業務名 技術協力)

(国際協力実施機関名 国際協力事業団)

区分 プロセス別業務名	権限分担の現状		最近の権限委譲実績
	関係省庁	実施機関 海外事務所等	
認可 業務 年度 実施 突 評	(外務省) 予算の認可 業務実施方針指示 年度実行計画の相手国への通知 実施計画の承認	予算の作成・申請 年度実行計画の作成 実施計画作成 各種事業の実施 終了時評価及び事後評価(ポスト エグリュエーション)の実施	従来外交ルートで処理されていた 実施段階以降の相手国からの研修 員受入、専門家派遣、機材供与等 に係る要請書取付け、調査団の派 遣に係る通知を本部署-在外機関- 相手国政府のルートにより実施

指定表

関係省庁と国際協力実施機関との権限分担の現状

(主要業務名 無償資金協力)

(国際協力実施機関名 国際協力事業団)

区分 プロセス別業務名	権限分担の現状			最近の権限委譲実績
	関係省庁	実施機関	海外事務所等	
(調査段階) 認可 業務実施方針 年度実行計画 実施計画 調査の実施	(外務省) 予算の認可 業務実施方針の指示 実施計画の承認	予算の作成申請 年度調査計画の作成 実施計画の作成 調査の実施(調査団の派遣等)	調査団派遣に係る相手国政府との連絡調整	調査団派遣に係る相手国政府との連絡調整業務
(促進段階) 認可 業務実施方針 実施計画 促進業務の実施 評価	大蔵省への申請 業務実施方針指示 実施協議	促進業務の実施 評価の実施(一部外務省と共同)	相手国政府への助言、コンサルタ ントの指導	従来外務省在外公館が実施してい た相手国での促進業務をJICA 在外機関へ委譲

指定表

関係省庁と国際協力実施機関との権限分担の現状

(主要業務名 開発協力専業)

(投 融 資)

(国際協力実施機関名 国際協力専業団)

区分 プロセス別業務名	権 限 分 担 の 現 状		最近の権限委譲実績
	関 係 省 庁	実 施 機 関	
認可予算業務実施方針	予算の認可(外務省) 業務実施方針指示 農林分野(外務, 農水両省) 鉱工分野(外務, 通産両省) 社会開発分野(外務省)	予算の作成・申請	
借入申請審査		借入申請受理, 同審査	
借入申請案件協議	借入申請案件協議 (関係省庁上(同じ))		
業務調査		輸銀, 基金との業務調整	
融資承諾		融資承諾	
貸付契約		貸付契約締結	
貸付実行		貸付実行	
事業進捗等調査		事業進捗状況報告書等徴取	貸付事業進捗等調査
借付返済承認契約		借付返済承認契約締結	
貸付資金回収等		貸付資金回収, 債権管理	

指定表

関係省庁と国際協力実施機関との権限分担の現状

(主要業務名 海外移住)

(国際協力実施機関名 国際協力専業団)

区分 プロセス別業務名	権限分担の現状			最近の権限委譲実績
	関係省庁	実施機関	海外事務所等	
認可 業務実施計画 実施	(外務省) 予算の認可 業務実施方針の指示 実施協議	予算の作成・申請 実施計画の作成 各種業務の実施 移住知識の普及・相談 渡航業務 移住者(希望者)の訓練・講習 移住者子弟等の本邦研修 農家経済調査等	移住者の接遇業務	
評価				

4. 海外事務所の業務内容及び他の国際協力関係機関との連携状況

(1) 海外事務所の業務内容

① 海外事務所の業務は規程上次のとおりとなっている。

(所掌事務)

第136条 海外事務所は、本部の所掌事務のうち、別に定めるところにより、次に掲げる事務の全部又は一部及び特に命じられた事務を分掌する。

- (1) 事業団の海外広報に関すること。
- (2) 技術協力及び開発協力業務の実施に係る調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 技術研修員に対する渡日前オリエンテーションに関すること。
- (4) 帰国後の技術研修員のアフターケアに関すること。
- (5) 派遣専門家、調査団等の管理に関すること。
- (6) 技術協力及び開発協力業務の評価に関すること。
- (7) 無償資金協力促進業務に係る調査、連絡等に関すること。
- (8) 海外移住に関する調査及び知識の普及のための情報資料の収集に関すること。
- (9) 移住者の受入れ及び受入れに係る関係者間との連絡要望に関すること。
- (10) 移住者に対する宿泊施設の提供、引率その他の援助ないし指導に関すること。
- (11) 移住者に対する訓練及び講習に関すること。
- (12) 移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助及び指導に関すること。
- (13) 移住者の営農普及及び農産物の販売・加工等に係る指導に関すること。
- (14) 入植地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつ旋に関すること。
- (15) 森林開発、未分譲地の一時利用及び土壌・水利の保全並びに牧場、倉庫等の経営に関すること。
- (16) 移住者及びその団体に対する事業資金の貸付等及び貸付等の管理に関すること。
- (17) 移住者の定着安定に寄与する現地企業等に対する事業資金の貸付及び出資並びにこれらの管理に関すること。
- (18) 移住者の渡航費支給の申請に関すること。
- (19) 協力隊員の派遣に係る調査及び関係機関との連絡調査に関すること。
- (20) 協力隊員の指導及び管理に関すること。
- (21) 前各号に掲げる事務に附帯する事務に関すること。

② 海外事務所は当該国に対するJICA事業の現地業務を実施する機関であり、事業の効果的実施のために極めて重要な役割を果たしている。

昭和58年10月より開始された外務省からの業務委員(本格実施は59年10月か

ら)により、海外事務所の機能及び役割は更に向上し、名実ともに当該国におけるわが国技術協力の窓口として広く知られるようになった。

(2) 他の国際機関との連携状況

わが国の対外援助を効果的に実施する観点から、他の国際協力関係機関(特に海外経済協力基金-OECF、日本輸出入銀行等)との連携を深めるべく、それら機関の駐在事務所が同一国に設置されているところにあつては、在外公館の調整のもとに定期的、もしくは必要に応じて意見交換、協議等を行っている。(例) ジャカルタ事務所:月1回、大使館、OECF、輸銀、JICAの4者定例会議、パリ事務所:月1回、OECD代表部、OECF、JICAの3者定例会議ほか多数。

5. 情報の蓄積と活用の現状と見通し

(1) 情報の蓄積と活用の現状

① 事業団における情報提供体制

a. 蓄積情報の特色

- ・主要分野:技術協力情報、開発途上国情報、移住全般情報
- ・主要資料タイプ:調査報告書、テキスト、途上国地図

b. 本部図書資料室蔵書

- ・図書 約53,500冊
- ・非図書資料 国際機関資料8,000点、逐次刊行物約500タイトル、各種フィルム、VTR約400本、地図約15,000枚等

c. 59年度情報活用状況

- ・図書資料室未館利用者数 約4,000人
- ・館外貸出 約3,000件

d. 国際協力総合研修所(付属機関)図書資料室

図書約12,000冊を有する他、途上国への技術移転情報及び途上国情報を、光ディスクに入力し、役職員及び技術協力専門家の海外赴任者研修等に活用している。

59年度未達利用者数は約2,300人。

② 現状における主要な問題点

a. 情報流通

事業団内部における情報流通が充分でなく、各々の情報・資料を効率的に管理・提供するシステム作りを検討する必要がある。

b. 情報・資料の適格性

事業団の収集・蓄積している情報・資料は、開発途上国の経済・社会等の現状、特

定セクターの現状等に関するものが豊富であるが、体系的、網羅的でない情報もあるので全体的な情報戦略を確立し、それに沿って能動的な収集を行う必要がある。

(2) 情報の蓄積と活用の将来見通し

① 情報戦略の策定と事業団情報システムの整備

事業団は国際協力情報及び開発途上国情報の主要な情報源であるが、今後途上国ニーズの多様化に伴う事業団業務の拡大と高度化に対応するため、より一層の情報整備とその効果的活用を図ることが強く望まれる。それを前提として事業団情報戦略を早急に策定し、事業団業務の効果的、効率的運営に必要な情報について、その収集から整理、活用、提供に至る一連のシステム整備を行っていく必要がある。

② 情報収集・蓄積のための手段、体制、制度の確立

海外事務所等在外機関、派遣専門家、調査団、協力隊等事業団の有する情報収集手段の尙一層の活用を図り、整理・加工体制を確立し、必要な制度の整備を行う。

③ 情報管理体制の充実

適切な情報を必要な時に必要な部署で迅速に取り出せるよう、図書資料検索のコンピュータ化を検討する。

④ 外部機関との情報ネットワーク網の整備
コンピュータ・ネットワーク、光ディスク
オンライン情報検索網等の構築を検討する。

6. 事業団以外の実施機関による技術協力の現状

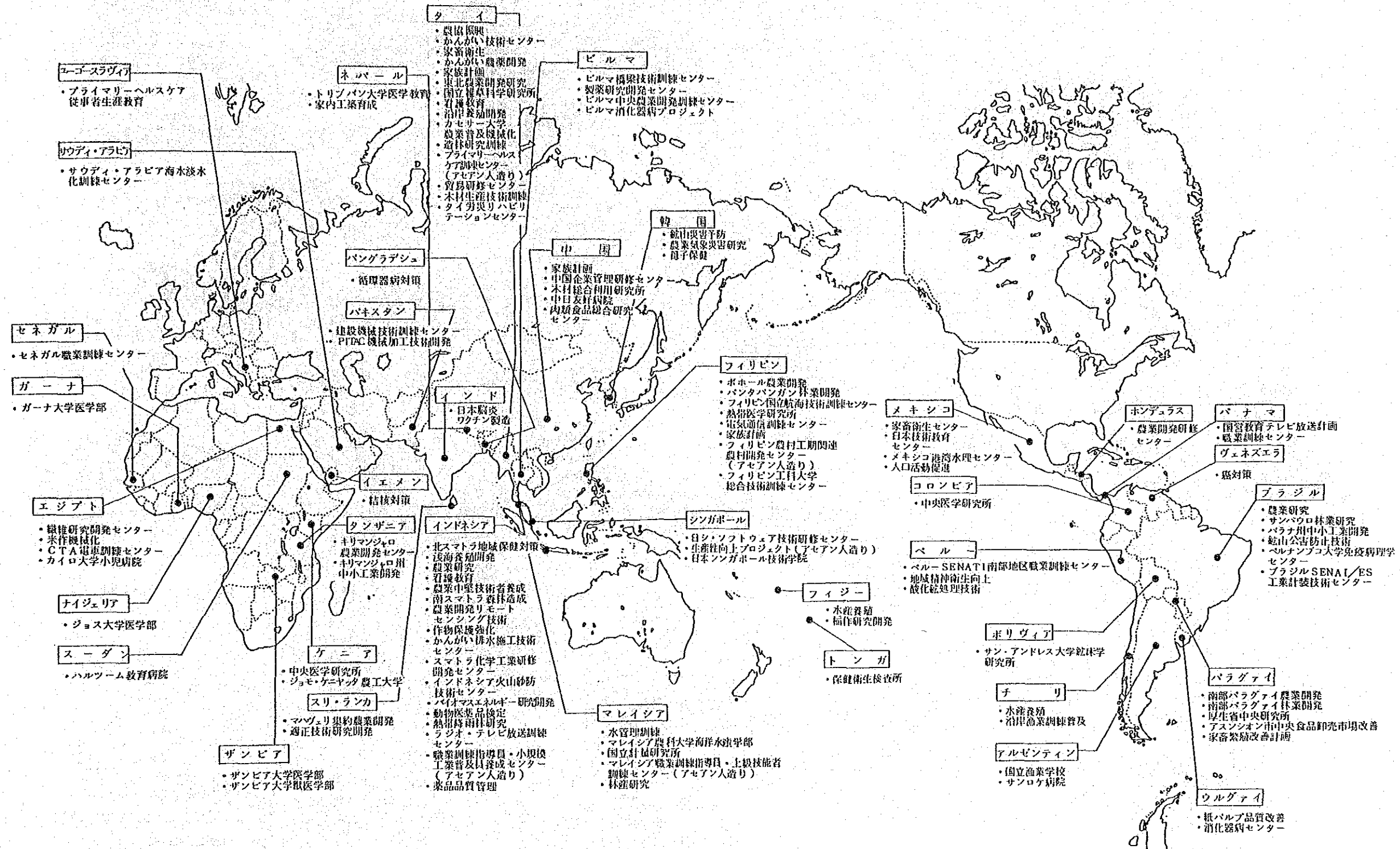
(1) DACベースの1984年技術協力実績は、438百万ドルであり、その内事業団が実施しているのは単純に計算すれば304百万ドル(69%)であるが、右438百万ドルの実績にはそもそも事業団が実施しえない、ないしはふさわしくない協力(例えば、国際機関への拠出、文部省による留学生受入れ等)が含まれており、それらの分を除いて考えれば、結局、下表の等り実際に本来の意味の技術協力の大部分(83%)は事業団が実施。

(参考) 1984年技術協力実績(単位:百万ドル)

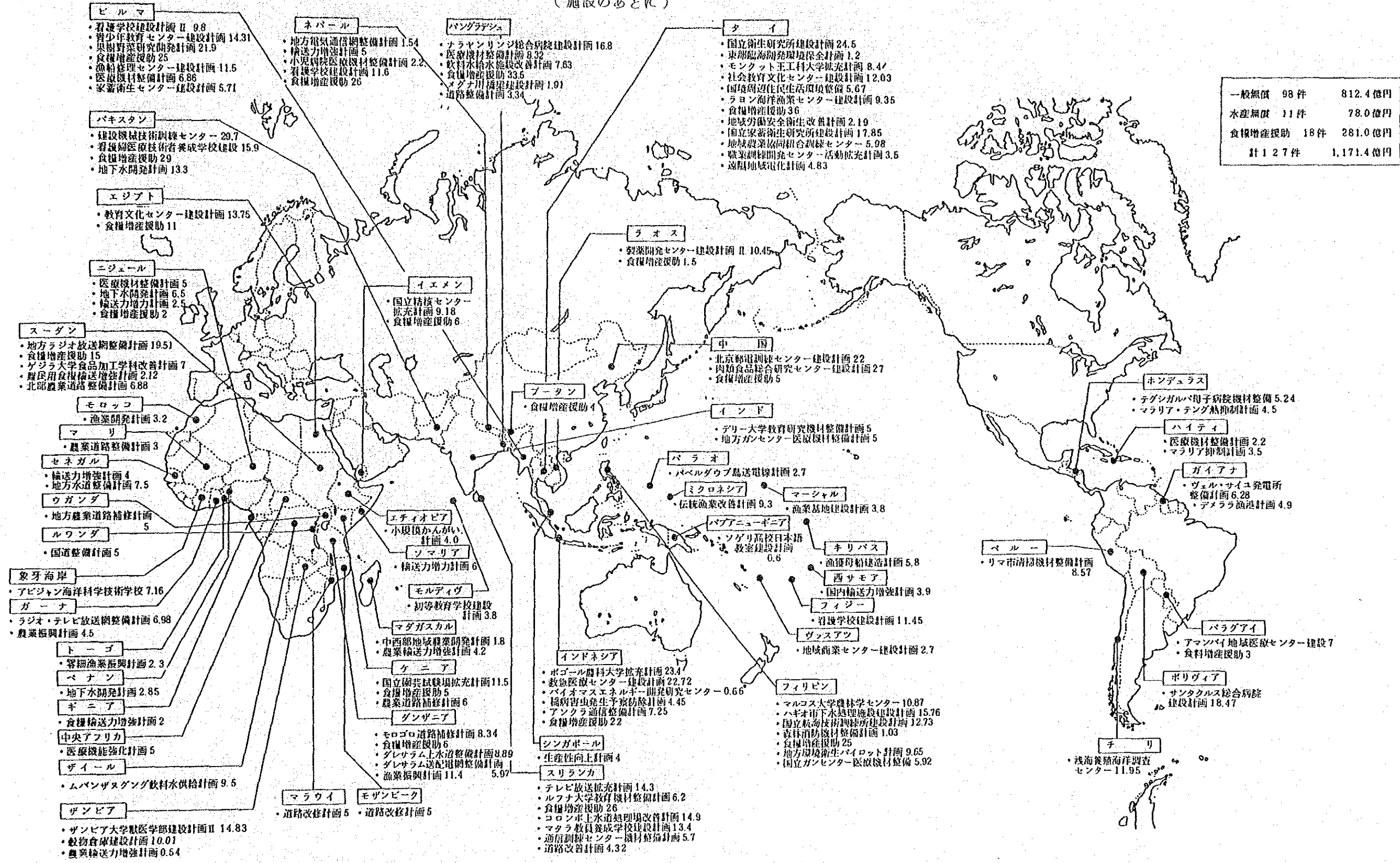
技術協力(広義)実績	438	内 事業団	304(69%)
内 留学生	33		
国際機関	9		
外務省分(主として補助金)	28		
地方公共団体	3		
技術協力(狭義)実績	365	内 事業団	304(83%)

- (2) しかしながら、最近は厳しい財政事情の下ODAが伸びていることもあり、研究協力、原子力協力、学術協力、あるいは交流等の名目で実質的には技術協力と変わらない協力が各省庁により直接実施される例が増大する傾向が存在。又、建設関係公団が公団法を改正し、直接活外業務を実施できるようにしようとする動きも技術協力実施の多元化につながるものである。事業団以外の実施機関（特殊法人）としては例えば次のようなものがある。金属鉱業事業団については、国が費用を負担するものは、通産省の事業団委託費により非鉄金属鉱物資源の基礎開発調査を行っており、又、石油調査は所要経費が大きいこと、石油のエネルギーに占める特殊性に鑑み、石油公団が非ODA事業として実施。更に、動然は、大規模かつ開発に結びつきにくい海外ウラン資源探鉱を非ODA事業として実施。
- (3) この他、(財)海外技術者研究協会、(財)日本ILO協会等の認可法人による民間ベースでの技術協力も存在。

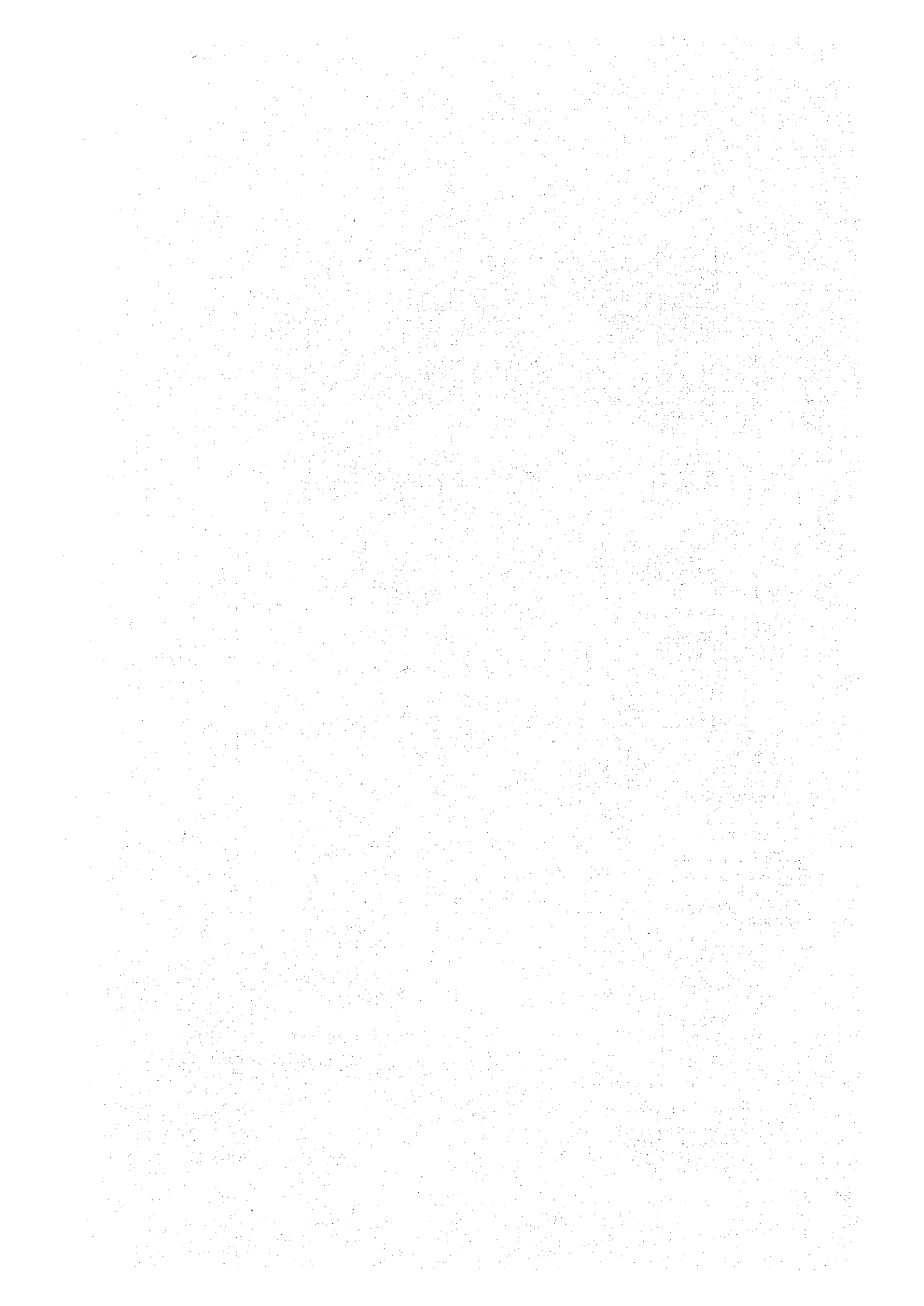
VI. プロジェクト方式技術協力一覽(昭和60年6月15日現在実施中案件)



無償資金協力一覧(昭和59年度案件)
(施設のあとに)



一般無償	98件	812.4億円
水産無償	11件	78.0億円
食糧増産援助	18件	281.0億円
計	127件	1,171.4億円



JICA